

令和8年度・介護職員等処遇改善加算計画

令和8年4月1日

加算の見込額	80,385,990
賃金改定の見込額	81,385,990
賃金改善実施期間：令和8年5月・6月（2か月）	
【令和8年4月,5月算定(旧・加算率)介護職員等処遇改善加算の取り組みについて】	
賃金改善を行う方法及び支給対象者	<p>①介護職員においては旧ベースアップ加算時の9,000円/月と旧介護職員処遇改善支援補助金の6,000円/月を合わせた15,000円/月を維持し支給する。</p> <p>②介護職における令和2年4月以降に実施された昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。</p> <p>③、②の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。</p> <p>④夜勤の回数に応じた、夜勤手当2,000円/1回を上乗せして支給する。</p> <p>⑤介護職以外の職種の令和6年4月以降に実施する昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。</p> <p>⑥、⑤の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。</p> <p>⑦上記の他、全職員に対して実労働時間（有給含む・時間外除く）で按分した額を一時金として支給する。</p> <p>⑧社会福祉法人恵愛会・給与規程 第3条（2）役職手当において、チーフ・係長・課長級の役職手当に5,000円を上乗せして支給する。</p>
賃金支給月及び支給基準	<p>●①②④⑤⑧は令和8年5月・6月に支給する。（毎月決まって支給）</p> <p>●③⑥は令和8年6月に賞与として、⑦は令和8年6月に一時金として支給する。</p>
賃金改善実施期間：令和8年7月～令和9年4月（10か月）	
【令和8年6月以降算定(新・加算率)介護職員等処遇改善加算の取り組みについて】	
賃金改善を行う方法及び支給対象者	<p>①介護職員においては旧ベースアップ加算時の9,000円/月と旧介護職員処遇改善支援補助金の6,000円/月を合わせた15,000円/月を維持し支給する。</p> <p>②介護職における令和2年4月以降に実施された昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。</p> <p>③、②の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。</p> <p>④夜勤の回数に応じた、夜勤手当2,000円/1回を上乗せして支給する。</p> <p>⑤介護職以外の職種の令和6年4月以降に実施する昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。</p> <p>⑥、⑤の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。</p> <p>⑦上記の他、全職員に対して実労働時間（有給含む・時間外除く）で按分した額を一時金として支給する。</p> <p>⑧社会福祉法人恵愛会・給与規程 第3条（2）役職手当において、チーフ・係長・課長級の役職手当に5,000円を上乗せして支給する。</p>
賃金支給月及び支給基準	<p>●①②④⑤⑧は令和8年7月～令和9年4月に支給する。（毎月決まって支給）</p> <p>●③⑥は令和8年12月に賞与として、⑦は令和8年12月、令和9年3月に一時金として支給する。</p>